

市町村の意見反映の仕組み（案）

内閣府地域主権戦略室

1. 趣旨

移譲事務等を特定広域連合等が処理するに当たっては、当該特定広域連合等の区域内市町村の行政運営に一定の影響を及ぼすと考えられることから、事務等移譲計画の作成、移譲事務等の実施に関する計画の作成それぞれについて市町村の意見を聴くことに加えて、移譲事務等の処理に関し特定広域連合の長等と市町村関係者とが協議する場（以下「協議の場」という。）の設置を求めることとする。

2. 根拠

協議の場の設置が必要な旨を事務等移譲基本方針に定める。

3. 概要（イメージ）

協議の場の具体的な仕組みは、特定広域連合等が地域の実情を踏まえつつ柔軟に設定することが可能であるが、具体的なイメージとしては以下のものが考えられる。

（1）構成

特定広域連合を構成する構成団体の長、構成府県毎の市長会、町村会、市議会議長会及び町村議会議長会の各代表者

（2）協議の対象

移譲事務等の処理に関し市町村の行政運営に影響を及ぼすと考えられる事項のうち重要なもの

（3）招集等

特定広域連合の長は、毎年度、一定回数、協議すべき具体的事項を示して協議の場を招集する（臨時に招集することも可能。）。
また、市町村関係者側から招集を求めることができる。

（4）協議結果の尊重

協議が調った事項については、協議の場に参加した者は、協議結果を尊重しなければならない。

市町村の意見反映の仕組み（案）（イメージ）

